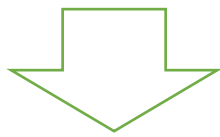


## 第 3 次千葉市文化芸術振興計画 理念

(当初案)

- A 本市ならではの千葉文化を創造する。
- B 文化芸術を通じて市民に創造性や主体性が育まれる。
- C 文化芸術を通じて多様性を受け入れお互いを尊重する地域社会を形成する。
- D 文化芸術を通じてシビックプライドを醸成する。



(変更点)

- ・次の世代への継承について、追記
- ・文化振興による「人づくり」「まちづくり」「未来づくり」に項目を整理
- ・「シビックプライド」については、全ての理念を通じて醸成されるものとして表記削除

(修正案)

## ①文化芸術による『人づくり』 : B

文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性を十分に尊重するとともに、一人ひとりに創造性や表現力を育む機会を提供することにより、主体的に人とつながり、相互に理解し尊重をしながら、活動をひろげていくことのできる、次代を担う人材を育成する。

## ②文化芸術による「まちづくり」 : C

文化芸術の振興に当たっては、福祉、教育、観光など幅広い分野の施策と連携することにより、社会課題の解決や地域活性化を図り、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する。

## ③文化芸術による「未来づくり」 : A

文化芸術の振興に当たっては、歴史や自然、風土を基盤とする、本市ならではの文化芸術の価値を次の世代へ継承するとともに、新たな文化芸術の創造や発展に努める。

= 各理念の根拠 =

### ①文化芸術による『人づくり』

文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性を十分に尊重するとともに、一人ひとりに等しく創造性や表現力を育む機会を提供することにより、主体的に人とつながり、相互に理解し尊重をしながら、活動をひろげていくことのできる、**次代を担う人材を育成**する。

〈文化芸術基本法〉

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。

第二条（基本理念）

- 1 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

〈千葉市基本計画〉

戦略的視点②

- ・成熟社会を豊かにする次代を担うひとづくりと文化芸術・スポーツのまちづくりの推進

## ②文化芸術による「まちづくり」

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、福祉、教育、観光など幅広い分野の施策と連携することにより、社会課題の解決や地域活性化を図り、**心豊かで多様性と活力のある社会を形成**する。

### 〈文化芸術基本法〉

#### 前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。

#### 第二条（基本理念）

- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

### 〈千葉県基本計画〉

#### 分野別目標

市民の文化芸術・スポーツ活動が広がる創造性豊かなまちを実現します。

#### 目標達成に向けた課題

市民の主体的な文化芸術・スポーツ活動を促進するとともに、活動の輪を広げ文化芸術・スポーツが盛んな地域社会を形成するほか、保健福祉や医療、教育や観光など幅広い分野において文化芸術・スポーツを活用することにより、社会課題の解決や地域活性化を図ることが必要です。

## ③文化芸術による「未来づくり」

文化芸術の振興に当たっては、歴史や自然、風土を基盤とする、本市ならではの文化芸術の価値を次の世代へ継承するとともに、新たな文化芸術の創造や発展に努める。

〈文化芸術基本法〉

第二条（基本理念）

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

〈マスタープラン〉

理念「個性豊かな新しい千葉文化の創造」

平成 4 年に政令指定都市へ移行し、成長発展を続ける本市において、市民が真に豊かな生活を享受するためには、本市の歴史や風土、自然や伝統を基盤とし、また、これらを継承しながら魅力あふれる文化の継承を図ることが大切です。

このため、文化の担い手である市民の主体的な文化活動を通じて「個性豊かな新しい千葉文化の創造」を理念として掲げ、本市の都市づくりの基本目標の一つである豊かな心と創造性をはぐくむ市民文化都市を目指します。